

第 10 期

真狩村社会教育中期計画

(令和5年度～令和9年度)

社会教育推進目標

住民が笑顔で集い、
つながり、むら
行動する真狩村



真狩村教育委員会

真狩村民憲章

わたくしたちの真狩村は自然美を誇る秀丽たぐいなき羊蹄山の麓にあり厳しい風雪を克服しながら原始の荒野を切り開いた先人の強い意志と努力により発展を遂げた村です。

わたくしたちは真狩村の村民であることに誇りをもち責任を自覚したくましい開拓精神を受け継ぎ、この大地のうえに豊かで平和な村づくりに努めます。

- ☆ わたくしたちは原始の大地を切り開いた
先人のたくましい勇気と汗を受け継ぎましょう。
- ☆ わたくしたちは健康をよろこび仕事にはげみ
豊かで幸せな家庭をつくりましょう。
- ☆ わたくしたちは自然を愛し隣人を大切にして
明るく住みよい村をつくりましょう。
- ☆ わたくしたちは自由を尊び責任を重んじ
笑顔に満ちた平和な村をつくりましょう。
- ☆ わたくしたちは教養をつみ文化をたかめ
未来に大きな夢のある村をつくりましょう。

わたしたちは、高度経済成長のもとで物質万能、使い捨てる時代をおう歌し繁栄の幻影にさらされて、人の心の在り方をなおざりにしすぎてきたきらいがあります。

本村では、いち早くこの点を反省し教育的な風土づくりをめざして、住民総ぐるみで教育を尊重し、学習に励もうとする生涯学習の提唱がなされてきました。

また、現代の潮流もようやく福祉や教育、文化などの生活環境づくりに向けられ、物質的なものから内面的な生活の質の向上を重視し、真の文化的な人間の生活の在り方を希求してまいりました。

いま、わたくしたちは、地域の発展方向であるシンボルマーク「緑の大地とうるおいの郷・真狩」の創造をめざして、住民と行政が一体となり、定住に価する快適な生活環境の整備を進めております。

より豊かに生きることも、よりよい地域社会の形成にも人々の学習によって啓発・増幅されます。常に学び、学び続けることにより調和した新たな社会開発が進み、「村づくりは、人づくりから」の基本理念も、ここから生まれてくるものと考えます。

住む人が「いつでも」「どこでも」「だれでも」学び続ける基盤の確立をはかり理想郷であるシンボルテーマの実現に願いをこめて、この宣言を行います。

(昭和56年9月25日)



生涯学習の村宣言

わたくしたちは、しあわせな人生をきづくために「いつでも」「どこでも」「だれでも」学び続ける願いと、住みよい地域づくりを通して「緑の大地とうるおいの郷」の実現を生涯学習に求め、

1. より豊かに生きるために自ら学習につとめます。
2. よりよい学習環境づくりにつとめます。
3. よりよい地域社会の創造につとめます。

ここに全村民とともに真狩村を「生涯学習の村」とすることを宣言します。

真狩村教育目標

「健康で明朗かつ文化的な生産人の育成」

明治28年未踏の原始の荒野にいどみ、厳しい悪条件に耐えながら、今日の緑の大地を切り開かれた先人の強い意志と努力を受け継ぎ、真狩村の発展を図り自らの義務と責任を果たす人づくりをめざしてこの目標を定める。

健康～人間の一生は、心身ともに健全な体力によって支配されると考えられる。常に全村民が健康管理に努め、明るく平和な家庭、地域社会を形成することに努力するよう心がける。

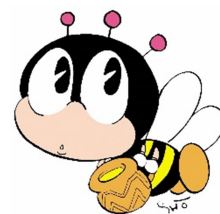
明朗～健全な体力に対応し、常に明朗で、豊かな人間性をつちかい、家庭や地域が明るく伸び伸びとした生活環境をつくる人間形成に努力するよう心がける。

文化～過去、現在、未来に立って、想像性豊かに、よく物事を考え、対処し判断する人、計画性に富み、何事に対処し得る人間性を育てることに努力するよう心がける。

生産人～健全な体力、苦しみに耐え尚かつ明朗さを失わず、創造性に富みお互いの人間関係を深める中で、他を理解しながらみずからの職業に誇りをもち、自信をもって努力する人間形成に心がける。

目 次

第1章 社会教育中期計画の基本的な考え方	1
第1節 計画の意義と役割	2
第2節 計画策定の基本方針	2
第3節 計画の期間	2
第4節 生涯学習の理念	3
第5節 第10期真狩村社会教育中期計画がめざすもの	3
第6節 重点施策の体系	4
第2章 社会教育の推進	5
第1節 家庭教育	6
第2節 少年教育	7
第3節 成人教育	8
第4節 高齢者教育	9
第5節 文化振興	10
第6節 生涯スポーツ	11
第7節 社会教育施設	12
第3章 資料	13
第1節 第10期真狩村社会教育中期計画の評価について	14
第2節 諮問文	18
第3節 答申文	19
第4節 審議経過及び組織	20



第1章 社会教育中期計画の基本的な考え方



第1節 計画の意義と役割

真狩村は、昭和50年以來住民総ぐるみの生涯教育を提唱し、「人間性をより豊かにする生涯学習」の推進と、その体制づくりに努力してきました。

昭和52年に「土に生きる」をテーマに第1期真狩村社会教育中期計画(昭和52年度～昭和56年度)が策定され、生涯学習の観点に立ち本村における生涯学習のあり方を示し、8つの地区生涯学習振興会組織の設立や関係機関の連携を基盤とした生涯学習推進本部の設置により、昭和56年の「生涯学習の村」宣言にいたる推進体制の整備に大きな役割を果たしました。

その後、第2期真狩村社会教育中期計画(昭和57年度～昭和61年度)以降、第9期真狩村社会教育中期計画(平成30年度～平成34年度)まで、「いつでも」「どこでも」「だれでも」学び続ける願いと、住みよい地域づくりを通して「緑の大地とうるおいの郷」の実現を目指し、各教室・講座の開催などの学習機会の提供、青少年の健全育成のための事業の実施、各スポーツ大会や文化芸術の振興など、時代の変化にあったテーマを策定しながら、社会教育の推進に努めてきました。

このように社会教育計画は、村民の学習活動の動機づけや学習活動の促進・援助、また今後そのための条件整備計画について明らかにするためのものです。

第10期真狩村社会教育中期計画は、これまで行なってきた社会教育の推進について、現状と課題をふまえ今後5年間で行なうべき目標を掲げました。

「生涯学習の村」宣言から40年以上経過し、その間、ライフスタイルの変化や価値観や趣味・趣向の多様化、求められる学習スタイルも変化してきましたが、そのような移り変わる時代に合わせ、「人間性をより豊かにする生涯学習」の実現のためにこの計画の策定を行なうものです。

第2節 計画策定の基本方針

- (1)この第10期真狩村社会教育中期計画は、「第6次真狩村総合計画(R3～12)」をふまえ、「真狩村民憲章」及び「真狩村教育目標」の具現化を図るための社会教育行政の役割を示すとともに、「生涯学習の村」宣言を実現し、総合的に推進するため策定します。
- (2)読書活動については、「真狩村子どもたちの読書活動推進計画」を策定しています。

第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)までの5

年間とします。

第4節 生涯学習の理念

教育基本法第3条において、生涯学習の理念とは「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に活かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」とされています。

一方、社会教育は、社会教育法第2条において「社会教育とは、学校教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行なわれる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。」と定義しています。

このことから社会教育や学校教育において行なわれる様々な学習活動をはじめ、各個人が行う学習(組織的でない学習)も含め、国民一人ひとりがその生涯にわたって自主的・自発的に行なうことを基本とした学習活動を生涯学習として位置づけることができます。

社会教育は生涯学習の理念を実現するための手法の一つとして、生涯学習社会の実現に向けた教育の一端を担う中核的役割を担っているといえます。

第5節 第10期真狩村社会教育中期計画がめざすもの

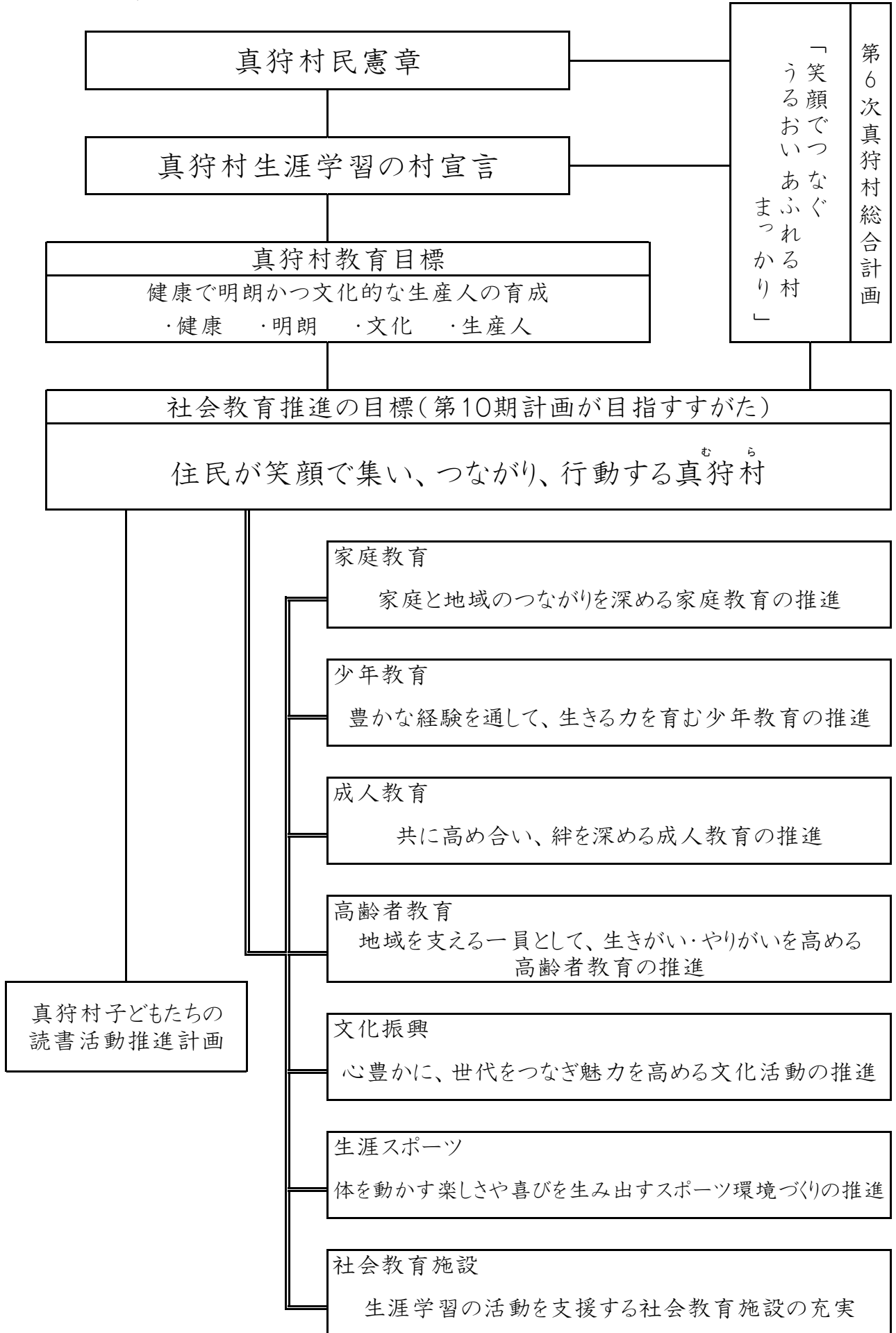
第10期真狩村社会教育中期計画がめざす真狩村の姿

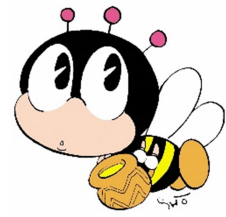
住民が笑顔で集い、つながり、行動する真狩村^{むら}

第8期真狩村社会教育中期計画では、第1期計画から掲げられていた推進目標「土に生きる(真狩の郷土に生きる)」という想いをよりわかりやすく、現状にあった内容に具現化することが必要と考えられ、また、真狩村の社会教育の目指すことが容易に伝わるキャッチフレーズがよいとされたことから、「住民が笑顔で集い、つながり、行動する真狩村(むら)」という推進目標が掲げられました。

第6次真狩村総合計画(R3～R12)が目指す姿である「笑顔でつながるおいあふれる村 まっかり」の実現につなげるために、本計画は第8期、第9期で目指した姿を引き続き踏襲し、生涯学習社会の実現とその環境づくりのために「集う」「つながる」「行動する」ことを念頭に推進していきます。

第6節 重点施策の体系





第2章 社会教育の推進



第1節 家庭教育

推進目標

家庭と地域のつながりを深める家庭教育の推進

【現 状】

家庭教育は、保護者が基本的な責任を持ち、子どもの生活習慣や豊かな情操、自立心などを身に付け、心身の調和のとれた発達を図る上で重要な役割を担っています。

一方で、核家族化や少子化、共働き家庭の増加や地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が大きく変化するとともに、不登校など子どもの育ちをめぐる課題も懸念されています。

このような中、乳幼児期から、親子の触れ合いをどのように行っていくかについての情報を提供するなど、保護者が“子育て”に関する学習を行うと共に、地域全体で子育てを支えていく取り組みが重要になっています。

本村では、関係部署やボランティア団体との連携により行っている「ブックスタート」事業や小学校入学前の保護者に対する講座の実施、関係機関と連携しながら子育てに関する情報提供等を行っています。

【課 題】

- 子どもの成長に合わせた、保護者への学習機会の提供や、悩みなどを気軽に話し合える場が必要です。
- 保護者の子育てに対する学びを効果的に充実させるには関係機関や他部署との連携が必要です。
- 子どもの生活リズムの向上を図り、規則的な生活習慣を確立することが必要です。
- 子育てをしている親だけでなく、地域のつながりで子どもを育てることが必要です。

【推進施策】

- ① 継続性を重視した、親子や異世代で活動できる機会や場の提供に努めます。
- ② 子どもと保護者が一緒に成長できる学習機会の提供を図ります。
- ③ 子どもの生活リズムの向上を図るための情報発信に努めます。
- ④ 関係機関と連携し、地域全体で親子の育ちを支援する取り組みを進めます。

第2節 少年教育

推進目標

豊かな体験を通して、生きる力を育む少年教育の推進

【現 状】

近年、情報通信機器の普及に伴い、少年期の子どもたちがSNS等の利用によるトラブルに巻き込まれるケースや、長時間利用による生活リズムの乱れが問題となっています。

子どもの豊かな人間性や社会性を育むため、家庭・学校・地域が「地域の子どもは地域で育てる」という意識を持ち、人づくりの原点である体験活動の機会を連携協力して作り出すことが大切です。また、地域は子どもの成長を支える活動に多様な住民が参画する「地域学校協働活動」※1を進め、学校は目標やビジョンを保護者や地域と共有する「コミュニティ・スクール」※2の導入が必要です。

本村においては、関係機関や団体の協力のもと、子どもたちに主体性や自立心をはじめとする「生きる力」を育むために多様な事業展開が進められているところです。

【課 題】

- 地域人材や資源を活用したスポーツ活動や体験活動など、子どもたちに自主性・社会性を身につけることのできる事業の充実と参加促進を図ることが必要です。
- 実践的なリーダーの養成を図ることが必要です。
- 子どもたちが情報モラルを身に付け、生活習慣を確立することが必要です。
- 「地域学校協働活動」と「コミュニティ・スクール」に取り組み、家庭・学校・地域社会との連携をより一層図ることが必要です。

【推進施策】

- ① 豊かな心を育むことができる、体験活動の充実に努めます。
- ② 将来を担う子どもたちを育てるリーダー養成に努めます。
- ③ 少年が心身ともにたくましく成長することを願い、非行防止や健全育成の事業実施に努めます。
- ④ 家庭・学校・地域が一体となって子どもたちを育む仕組みづくりに努めます。

※1「地域学校協働活動」・・・地域と学校が相互にパートナーとして進める活動です。真狩村ではスクールガードや学校朝読書ボランティア等に取り組んでいます。

※2「コミュニティ・スクール」・・・学校運営に地域の意見を反映させ、学校と地域が協力して教育活動を進めるしくみです。真狩村では今後導入を予定しています。

第3節 成人教育

推進目標

共に高め合い、絆を深める成人教育の推進

【現 状】

成人期は、家庭や地域において社会的役割の中心を担う年齢層です。生活課題や地域課題を解決するための学習活動や地域活動に積極的に関わり、地域において子どもたちをどのように育てていくかを考え、地域住民が学校の教育活動に対し力強く支援することが期待されています。

また、今日では地域住民の学習ニーズの全てに行政だけで対応することは難しくなっており、地域住民や各種団体等と連携して様々な課題を解決していくことが求められています。そのため、地域を担う人材の育成をねらった学習支援がますます重要性を増しています。地域人材の登録制度「まっかりマイスター」は、新たな人材を発掘するため登録の呼びかけを強め、講座や学校で活用する取り組みが必要です。

本村においては、公民館等で各サークルが活動を行っているほか、各地区生涯学習会において勉強会や視察研修など様々な学習活動が展開されています。しかしながら、参加者の高齢化や生活様式の変化等により、これまでの活動を次の世代へ引継ぐことが難しい状況が見られ、「生涯学習宣言の村」への認知が低くなっています。一方で、改めて人と人がつながることの大切さ、これまで続けてきた取り組みが見直されています。

【課 題】

- 多様な住民ニーズを把握し、ニーズに対応した取り組みを行うことが必要です。
- 地域活動への参加促進と地域づくりの担い手を育成していくことが必要です。
- 地域づくりを促進するための学習機会の提供や社会参加の場の充実を図ることが必要です。
- 「生涯学習」の認知を高める取り組みが必要です。

【推進施策】

- ① 地域人材の発掘と「まっかりマイスター」の整備を進め、それらを周知・活用した学習機会の提供に努めます。
- ② 関係機関・団体と連携しながら、住民のニーズに応じた生活に役立つ学習機会の拡充に努めます。
- ③ 地域を担う人材の育成に向け、大人としての自覚を促す事業の実施に努めます。
- ④ 生涯学習情報の発信に努めます。

第4節 高齢者教育

推進目標

地域を支える一員として、 生きがい・やりがいを高める高齢者教育の推進

【現 状】

人生100年時代を迎え、本村においても全人口における高齢者の割合は36%を超え、今後もその割合が増えてくることが予想されております。

心の豊かさや生きがいの充足となる学習活動、社会参加の機会、社会変化に対応する新たな知識や技術を習得する機会が求められ、異世代が交流することの意義が再認識されていることから、桂長寿大学の講座を中心に学習内容を充実させ、高齢者自身が主体的に地域の一員として参画しやすい環境の充実が望まれています。

本村の高齢者教育においては、老人クラブ「真鶴会」と連携しながら高齢者学級「桂長寿大学」を実施しており、教養や健康に関する学習のほか、視察研修などが展開されております。

【課 題】

- 高齢者自身が主体的に地域に貢献できるような学習内容の充実、名称の変更や参加形態の見直しを含め、参加しやすい講座の実施や情報提供が必要です。
- 高齢者の豊富な経験や知識・技能を社会参加活動やボランティア活動などに活かす機会を確保することが必要です。
- 高齢者が経験してきた知恵や生活文化を継承するため、関係機関と連携を図りながら学習機会を提供する必要があります。

【推進施策】

- ① 自分たちでできることは自分たちで行い、「支えられる側」から「支える側」にまわるという意識の向上に努めます。
- ② 社会とのつながりが希薄な高齢者が外に出て、交流しあえる場所や環境づくりに努めます。
- ③ 文化活動や交流活動など、生きがい・やりがいを高める多様な学習機会の提供に努めます。

第5節 文化振興

推進目標

心豊かに、世代をつなぎ魅力を高める文化活動の推進

【現 状】

芸術・文化は、生活にゆとりと潤いを与え心の豊かさをもたらすとともに、創造性や感性あふれる人材を育むための原動力となります。しかし、現在、後継者や指導者の確保、保存継承体制の問題等をはじめ、「郷土真狩村」を次世代に継承することが危ぶまれる状況となっています。

このような現状を受け、学校や地域においては、身近な伝統文化や現代の芸術文化に触れる機会を増やすこと、村の財産である文化財の保存と活用を図ること等が求められています。羊蹄ふるさと館所蔵の文化財活用は、夏季開館や移動展示などに取り組んでいます。真狩村無形文化財(浦安の舞・赤坂奴・真狩祝太鼓)の継承と活性化は、披露と活動の場の再開を目指す必要があります。

現在、真狩村文化団体協議会を中心に数多くのグループやサークルが活動していますが、各団体で会員の減少と高齢化が進み、若い世代の加入促進が大きな課題となっています。後継者となる若者にとって幅広く活動が展開できる環境づくりが求められています。学習成果を発表する場は、サークル等が活動を活性化し、地域が文化活動に興味関心を広げる重要な機会であるため、住民同士が対面によりつながりを持てる機会やオンラインの活用を増やすなど、継続して開催することが必要です。

【課 題】

- 芸術文化団体の活動を周知し、文化活動の活性化を図る必要があります。
- 芸術文化鑑賞機会の充実と積極的な情報提供が必要です。
- 文化財を保存・継承されていくために、文化財保護の普及啓発が必要です。

【推進施策】

- ① 芸術文化団体の育成と指導者・後継者の養成に努めます。
- ② 村の文化財の関心を高め、文化財保護の普及啓発を図ります。
- ③ 村民の芸術文化活動を広めるために、発表と鑑賞の機会の拡充に努めます。

第6節 生涯スポーツ

推進目標

体を動かす楽しさや喜びを生み出すスポーツ環境づくりの推進

【現 状】

スポーツは、余暇時間の有効活用や心身の健全な育成、健康の保持・増進に欠くことのできないものです。村民が生涯にわたり健康で明るく豊かで生きがいのある生活を営む上で、スポーツの担う役割は極めて大きく、誰もが気軽に活動できる環境の整備が求められます。

小学生を対象とした水泳・卓球・スキーの各種スポーツ教室においては、各教室とも多くの子どもたちが参加し、体力・技術・礼儀作法等の向上に寄与しています。

また、野球やバレーボールなどの少年団活動が活発に行われていますが、指導者不足などの課題も指摘されているところです。

野球やソフトバレー、フットサル、バドミントン、パークゴルフなど社会人のスポーツ活動も、団体やサークル単位で活発に行われている他、ジョギングやウォーキングなど健康を志向した活動も、それぞれの余暇時間に合わせて個々に行われています。

村民運動会は第50回をもって終了したため、誰もが気軽に参加できる種目を検討し、村民レクリエーション大会へ移行します。

【課 題】

- 各種講習会や大会を継続して開催し、子どもの心身の健全な発達と体力向上のためのスポーツの体験機会を提供する必要があります。
- 関係機関と連携し、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進に努める必要があります。
- 学校部活動の地域移行を視野に、地域での受入体制の整備を進める必要があります。
- スポーツ推進委員やスポーツ団体の指導者の育成と指導体制を強化する必要があります。

【推進施策】

- ① 各種講習会や大会の開催によりスポーツの基礎的技術や体力の向上を図ります。
- ② 関係機関と連携し、体を動かすことの楽しさを感じ、親睦を深めることができる機会の提供に努めます。
- ③ スポーツ団体や少年団活動、学校部活動の支援及び指導者の発掘と育成に努めます。

第7節 社会教育施設

推進目標

生涯学習の活動を支援する社会教育施設の充実

【現 状】

社会教育施設には、施設の機能や周囲の環境を生かした体験的な活動の場として、また、横断的・総合的な学習の場としての役割が求められるほか、地域コミュニティの活動拠点として、また、近年大きな災害の発生が懸念される中、防災拠点としての役割も求められています。

学校施設については、学校開放事業として、学校の教育活動に支障のない範囲で社会教育の場として使用しており、主にスポーツ団体が施設を活用しております。

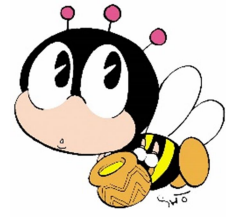
一方で、生涯学習の中核である公民館や総合グラウンドは、今後の施設補修など適正な維持管理が必要となっています。村営プールは老朽化のため使用休止とし、近隣町村施設で学校利用を行っています。

【課 題】

- 社会教育施設の効率・効果的な運営と計画的な維持管理を行っていくことが必要です。防災拠点としての役割をふまえた整備が必要です。
- 老朽化が著しい施設においては計画的な修繕や改修が必要です。
- 各学校施設の利用に際し、学校教育や各種サークル・団体との一層の連携が必要です。

【推進施策】

- ① 社会教育施設の維持管理を適正に行い、災害時にも安心して利用できる施設となるよう努めます。
- ② 経年により老朽化した施設や設備の計画的な整備に努めます。
- ③ 学校での施設利用について、各種サークル・団体との連携・調整を密にし、更なる利用促進を図ります。



第3章 資料



第1節 第10期真狩村社会教育中期計画の評価について

計画を効果的、効率的に推進するために、事務事業ごとに到達度合いを判断し「評価」をして見直していく必要があります。第10期社会教育中期計画では、A、B、Cの3段階で評価することを基本とし、「具体的取り組み事項」については、「生涯学習のすすめ(単年度社会教育事業計画)」において、年度ごとにそれぞれの事業について評価していきます。

【評価(達成度)基準】

A: 達成しておりかつ成果も出ている
B: 課題はあるが概ね達成した
C: 達成していない、もしくは達成に向け改善(見直し)が必要

分野	推進目標	具体的取り組み事項	推進施策	年度	5	6	7	8	9
家庭教育	家庭と地域のつながりを深める家庭教育の推進		① 継続性を重視した、親子や異世代で活動できる機会や場の提供に努める。	評価					
			② 子どもと保護者が一緒に成長できる学習機会の提供を図る。	評価					
			③ 子どもの生活リズムの向上を図るための情報発信に努める。	評価					
			④ 関係機関と連携し、地域全体で親子の育ちを支援する取り組みを進める。	評価					
少年教育	豊かな体験を通して、生きる力を育む少年教育の推進		① 豊かな心を育むことができる、体験活動の充実に努める。	評価					
			② 将来を担う子どもたちを育てるリーダー養成に努める。	評価					

分野	推進目標	具体的取り組み事項	推進施策	年度	5	6	7	8	9
少年教育	豊かな体験を通して、生きる力を育む少年教育の推進		③少年が心身ともにたくましく成長することを願い、非行防止や健全育成の事業実施に努める。	評価					
			④家庭・学校・地域が一体となって子どもたちを育む仕組みづくりに努める。	評価					
成人教育	共に高めあい、絆を深める成人教育の推進		①地域人材の発掘と「まっかりマイスター」の整備を進め、それらを周知・活用した学習機会の提供に努める。	評価					
			②関係機関・団体と連携しながら、住民のニーズに応じた生活に役立つ学習機会の拡充に努める。	評価					
			③地域を担う人材の育成に向け、大人としての自覚を促す事業の実施に努める。	評価					
			④生涯学習情報の発信に努める。	評価					
高齢者教育	地域を支える一員として、生きがい・やりがいを高める高齢者教育の推進		①自分たちでできることは自分たちで行い、「支えられる側」から「支える側」にまわると意識の向上に努める。	評価					

分野	推進目標	具体的取り組み事項	推進施策	年度	5	6	7	8	9
高齢者教育	地域を支える一員として、生きがい・やりがいを高める高齢者教育の推進		② 社会とのつながりが希薄な高齢者が外に出て、きっかけとして、交流しあえる場所や環境づくりに努める。	評価					
			③ 関係機関と連携し、文化活動や交流活動など、生きがい・やりがいを高める多様な学習機会の提供に努める。	評価					
文化振興	心豊かに、世代をつなぎ魅力を高める文化活動の推進		① 芸術文化団体の育成と指導者・後継者の養成に努める。	評価					
			② 村の文化財の関心を高め、文化財保護の普及啓発を図る。	評価					
			③ 村民の芸術文化活動を広めるために、発表と鑑賞の機会の拡充に努める。	評価					
生涯スポーツ	体を動かす楽しさや喜びを生み出すスポーツ環境づくりの推進		① 各種講習会や大会の開催によりスポーツの基礎的技術や体力の向上を図る。	評価					
			② 関係機関と連携し、体を動かすことの楽しさを感じ、親睦を深めることができる機会の提供に努める。	評価					
			③ スポーツ団体や少年団活動、学校部活動の支援及び指導者の発掘と育成に努める。	評価					

分野	推進目標	具体的取り組み事項	推進施策	年度	5	6	7	8	9
社会教育施設	生涯学習の活動を支援する社会教育施設の充実		①社会教育施設の維持管理を適正に行い、災害時にも安心して利用できる施設となるよう努める。	評価					
			②経年により老朽化した施設や設備の計画的な整備に努める。	評価					
			③学校での施設利用について、各種サークル・団体との連携・調整を密にし、更なる利用促進を図る。	評価					

第2節 諮問文

令和4年4月28日

第10期真狩村社会教育中期計画
策定委員会委員長 様

真狩村教育委員会教育長 藤澤祐二

第10期真狩村社会教育中期計画について（諮問）

真狩村の「生涯学習の村」宣言の具現化を総括的かつ計画的に推進するため、第10期真狩村社会教育中期計画（令和5年度～令和9年度）の策定について下記理由を添えて諮問します。

については、令和5年3月末までに答申して下さるようお願い申し上げます。

記

諮問の理由

真狩村における社会教育は、真狩村総合計画ならびに真狩村教育目標に基づく第9期真狩村社会教育中期計画（平成30年度～平成34年度）により推進されているところであります。

この間、少子高齢化人口減少社会の到来、AIの進歩、情報技術の高度化などにより、経済・社会情勢等は大きく変化しており、価値観の多様化など村民の意識や生活環境にも大きな影響を与えております。

このような中で、今日の現状を踏まえつつ、その成果が活かされる人づくり、地域づくりを目指すことが求められております。

現計画は令和4年度をもって最終年度を迎えることから、引き続き令和5年度以降を対象とする計画を策定するにあたり、事業評価による現行の課題等を踏まえた本村の社会教育施策の基本方針を明確にしていく必要があります。

これらのことから、ここに令和5年度からの第10期真狩村社会教育中期計画の策定について諮問いたします。

記

検討の項目

1. 令和5年度から令和9年度の5か年における社会教育推進基本目標及び重点項目の設定
2. 領域・分野別に現状の把握と分析、課題の設定
3. 重点目標、推進施策、年次別推進計画の設定

第3節 答申文

令和5年3月30日

真狩村教育委員会

教育長 齊藤 信之 様

第10期真狩村社会教育中期計画策定委員会

委員長 福田 恵子

第10期真狩村社会教育中期計画について（答申）

令和4年4月28日付をもって、真狩村教育委員会から諮問されました「第10期真狩村社会教育中期計画（令和5年度～令和9年度）の策定について次のとおり答申いたします。

記

「第10期真狩村社会教育中期計画」の策定について諮問を受けて以来、生涯学習の村宣言、真狩村村民憲章、真狩村教育目標、また第6次真狩村総合計画との整合性を図り、真狩村における現状と課題を踏まえながら、真狩村の社会教育の目指す姿を「住民が笑顔で集い、つながり、行動する真狩村」とし、その実現をめざし、慎重に審議を重ねた結果をまとめたものです。

本答申が教育委員会をはじめ、本村及び関係機関や団体との密接な連携・協力のもとに今後の行政施策に十分活かされ、未来に向け、新しい視点に立った各種事業の展開がなされることを期待いたしまして答申といたします。

第4節 審議経過及び組織

(1) 審議経過

- 4月28日(木) 第10期真狩村社会教育中期計画について諮問を受ける
- 6月22日(水) 第1回真狩村社会教育委員兼公民館運営審議会委員会議
・第10期真狩村社会教育中期計画の策定について協議
第1回策定委員会
・正副委員長選任、社会教育計画について研修、グループワーク
- 7月～9月 社会教育事業評価のため社会教育事業へ参加
- 10月26日(水) 第2回策定委員会
・部会及び担当分野分け
・第9期中期計画の事業評価を部会協議
- 12月6日(火) 第3回策定委員会
・第9期中期計画事業評価をもとに、現状や課題等について部会協議
・第10期中期計画の方向性を協議
- 2月1日(水) 第4回策定委員会
・第10期真狩村社会教育中期計画素案について協議
- 2月21日(火) 第5回策定委員会
・第10期真狩村社会教育中期計画原案について協議
- 3月1日～13日 パブリックコメント実施
- 3月30日(木) 第10期真狩村社会教育中期計画について答申

(2) 第10期真狩村社会教育中期計画策定委員会組織

委員長 福田 恵子 副委員長 佐藤 英治

第1部会	(家庭教育／少年教育／生涯スポーツ)
部会長	部員
仁司 忠志	佐藤英治／山上ゆかり／合田浩二／八田武泰／山上忠彦

第2部会	(成人教育／高齢者教育／文化振興／社会教育施設)
部会長	部員
丸岡 哲也	福田恵子／佐々木剛／影山祐輔／漆原 涼／本間豊盛／遠藤美也子